

業務指示書

北米・中南米地域省エネルギー促進に係るアドバイザー業務（省エネルギー政策・空調機器）【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギーセクターに係る各種業務・調査等

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

○ 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ） 若手加点の対象とする。

○ 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／省エネルギー政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：省エネルギー政策に係る業務・調査等

2) 対象国又は同類似地域：ドミニカ共和国及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 省エネルギー空調機器】

1) 類似業務の経験：省エネルギー空調機器の導入に係る業務・調査等

2) 対象国又は同類似地域：ドミニカ共和国 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年7月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

第三国における調査に係る費用 (直接人件費は除く)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(DOP1 = 2.37855 円, US\$1 = 111.326 円, EUR1 = 124.403 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/省エネルギー政策
省エネルギー空調機器

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

(3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月4日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域省エネルギー促進に係るアドバイザー業務（省エネルギー政策・空調機器）【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(35.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネルギー政策	業務主任者 のみ (35.00)	業務管理 グループ ()
ア) 類似業務の経験	15.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 省エネルギー空調機器	(25.00)	
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書（案）

【第 2. 調査の目的・内容に関する事項】

1. 背景

ドミニカ共和国

ドミニカ共和国はエネルギー源を輸入化石燃料に大きく依存しており、電力料金に関する補助金が、国家財政の大きな負担となっている。そのため、供給及び需要双方における構造改革、省エネルギー推進が、国家開発戦略 2030 における最優先課題の一つとされている。同国政府は、国内の政治・経済・社会を代表する主要な団体とのエネルギー分野における包括的な改革を目的とする電力協定の締結に向けて協議中である。また、省エネルギー機器の導入の促進等の規定を含む省エネルギー法は 2017 年の国会承認を見込んでいる。このように同国は、現在協議中である電力協定や、省エネルギー法等を通じて、省エネルギーを推進するところであり、今後、具体的な政策実施に進む段階にある。

JICA はこれまでに省エネルギーセクター情報収集・確認調査(2014 年 7 月～2015 年 12 月)(以下、「基礎調査」という。)を実施。同調査により同国の公共セクターにおける老朽化した、または消費電力が非効率な機器の省エネルギー機器への交換による消費電力削減のポテンシャルは、現行の消費電力の 32%と高く、特に消費電力が多い官公庁の空調、上下水道局のポンプ・モーター及び街灯の省エネルギー機器への交換により、高い省エネルギー効果が見込まれることが確認された。その後、JICA は省エネルギー促進の加速化のため、2016 年 3 月～6 月に省エネルギー法案策定の支援を実施した。

このような状況下、同国政府は、基礎調査を基とした公共セクターの空調機器等の省エネルギー機器への交換を含む「ドミニカ共和国公共セクター省エネルギー促進事業」(以下、「投資事業」)について米州開発銀行(以下、「IDB」という。)との協調融資スキーム(CORE)を通じた協力を 2017 年 4 月に日本国政府に要請した。現在 JICA 及び IDB にて投資事業への支援について検討が進められている。

支援内容の検討は進めていくものの、投資事業の実施機関となることが予定される国家エネルギー委員会(以下、「CNE」という。)が有する省エネルギー機器に関する知見は必ずしも十分とは言えないところ、投資事業を通して本邦企業が製造する空調機器導入の可能性を高め、エネルギー効率が高い適切な省エネルギー空調機器が導入されるためには、省エネルギー空調機器に精通し技術的な提言ができるコンサルタントを投資事業の検討段階より実施機関に配置し、調達が予定される省エネルギー機器の仕様検討等への支援を実施する必要がある。加えて、同国には省エネルギーに係る基準がないことが、同国における効率的な省エネルギーの推進の障害となっている。そのため、同国における省エネルギーに係る基準の検討状況を把握し、エネルギー効率が高い機器の導入にインセンティブを付与する制度や、省エネルギー機器の品質と性能を保証する技術的な基準の制定等の政策における環境整備が必要となる。

また、IDB は 2011 年より電力セクターの持続性・効率性に係る政策マトリクスに基づき、政策借款(PBL: Policy Based Loan、IDB が実施している既往協力について、以下、「PBL」という。)を実施しており、全 3 フェーズのうち第 2 フェーズ開始に向けて調整中である。PBL は、今後省エネルギー法や電力協定の策定等に伴い政策マトリクスの改定がなされた上、継続実施が見込まれる。ドミニカ共和国側からは、IDB のみならず、日本も同マトリクスを通じた政策借款(新規政策借款について、以下「政策借款」という。)に参画することも期待されている。その際、省エネルギー機器の導入・推進に関する政策・制度の改善

のために日本の知見・経験を活用し政策面におけるインプットを実施機関に対して実施することで、投資事業を通じた省エネルギー機器導入が単なる機器の交換に留まらず、省エネルギー機器導入を制度・政策面からも支援することにより、同国の省エネルギー推進がより包括的に進められ開発効果の拡大が期待でき、ひいては本邦企業が製造するエネルギー効率が高い機器導入の促進に繋がることが期待される。

エルサルバドル共和国

JICAではエルサルバドル共和国(以下、「エルサルバドル」という。)において、IDBとの協調融資スキーム(CORE)を活用した案件形成を中南米地域で検討している。JICAは2015年～2016年にかけて、「省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査」を実施し、省エネルギー分野におけるエルサルバドル共和国への協力に関して情報収集を行った。それに加え、IDBが省エネルギー事業に関する調査を実施しており、報告書を纏めている。JICAとしてエルサルバドルにおける省エネルギー事業への参画についても検討の可能性があるところ、当該報告書に対しても、適切な省エネルギー空調機器が導入を目指し、提言を行う必要がある。

2. 業務の目的

ドミニカ共和国

本業務は、ドミニカ共和国において検討が進められている投資事業を通じた省エネルギー機器導入に関して、技術面の提言をCNE、IDB及びJICAに対して行うことにより投資事業の案件形成の促進を図り、本邦企業が製造する省エネルギー空調機器の投資事業における導入可能性を高める、また、省エネルギーに係る政策・制度面の提言も合わせて行うことにより、政策借款実施の検討にかかる支援を目的とする。

エルサルバドル

IDBが実施した省エネルギー事業に関する調査を机上レビューし、高効率で適切な省エネルギー空調機器が導入されるようJICAに提言を行い、エルサルバドルにおける省エネルギー分野のCORE案件形成に向けた提言を行うことを目的とする。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 成果品等」を念頭に、「4. 留意点」に配慮しつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

4. 留意点

(1) 実施体制

本業務のC/Pは、投資事業の実施機関となることが予定されるCNEとなる。投資事業ではCNE組織内にプロジェクト実施ユニット設置される予定だが、本業務の実施にあたっては、ドミニカ電力公社(CDEEE)やエネルギー鉱山省等の関係機関の役割・体制・関係を理解した上で取り組む必要がある。また、投資事業及び政策借款共に、COREスキームによるIDBとの協調融資を想定しているため、本業務を遂行するにあたっては、IDBとの情報共有による共通認識の担保が不可欠となる。

(2) 業務の実施地域

本業務の現地業務は、ドミニカ共和国の首都であるサントドミンゴを拠点とする。

エルサルバドルに関する IDB が実施した省エネルギー事業に関する調査については、日本国内における机上でのレビューとする。

尚、第三国に所在する同地域の省エネルギー分野の統括機関等の訪問が必要と判断される場合は、プロポーザルにて提案の上、経費は別見積とすること。但し、第三国へ渡航する場合も、全体の M/M（人月）に変更はない。

(3) 基礎調査結果の活用

ドミニカ共和国及びエルサルバドルにおいて、JICA は基礎調査を既に実施済みであるところ、本業務実施に際しては両基礎調査の結果を十分に活用する。

5. 業務の内容

以下の内容の業務を実施する。

(1) 第一次国内作業（2017 年 8 月下旬）

【既存情報の収集・レビュー、本邦企業他からのヒアリング等】

- ① JICA 中南米部と協議を行い、本業務の目的・趣旨等を確認する。
- ② ドミニカ共和国における電力・省エネルギー分野に関する既存情報（基礎調査、IDB が作成している各種報告書、投資事業概要、法案、協定、関連政策等）の収集・整理・分析を行う。
- ③ 本邦企業の省エネルギー空調機器に関するドミニカ共和国及び中南米地域でのマーケットにおける位置づけ、他国メーカーの製品との定量的な比較、価格、省エネ性能、技術の優位性について、既往文献、本邦企業との面談等を通じて確認・把握する。
- ④ IDB がエルサルバドルにおける省エネルギー事業に関連して作成した基礎調査のレビューを行い、本邦企業が得意とするエネルギー効率が高い空調機器の導入促進の観点から提言を行う準備を進める。
- ⑤ 上記②に加え、現地業務にて調査が必要な項目を抽出する。

(2) 第一次現地業務（2017 年 9 月中旬）

【現地における情報の収集・整理・分析、インプットが可能な事項の抽出】

- ① ドミニカ共和国における省エネルギー空調機器導入に係る調達方法・制度・仕様基準の策定状況・空調機器の使用形態を確認する。
- ② ドミニカ共和国及び中南米地域での省エネルギー空調機器の市場概況及び本邦企業製品の価格面・技術面を含む競争力に関する情報の収集・整理・分析を行う。
- ③ ドミニカ共和国における電力分野に係る政策（電力協定、省エネルギー法案の検討状況等）や動向について最新の情報を収集する（第二次派遣以降も継続すること）。
- ④ PBL の進捗状況、また、政策マトリクスの改訂状況を確認する。特に省エネルギー機器の導入に関連する政策アクションの状況を確認する（第二次派遣以降も継続すること）。
- ⑤ 上記（1）⑤で抽出された項目の情報収集・整理・分析を行う。
- ⑥ 上記①～⑤を踏まえて課題を整理し、日本側からの提言が有効と考えられる事項を抽出する。

(3) 第二次国内業務 (2017年9月下旬)

【想定される提言に係る検討／エルサルバドル省エネルギー事業に係る IDB の報告書に関するレビュー報告】

- ① 第一次現地業務の結果を踏まえ、日本側から C/P 及び IDB に対して提言可能な事項に関し JICA 中南米部に説明し、提言案を協議する。
- ② IDB がエルサルバドルにおける省エネルギー事業に関連して作成した報告書のレビュー結果をとりまとめ中南米部に提出する。
- ③ 必要に応じ、第一次現地調査を踏まえ、本邦企業等との追加面談を行う。

(4) 第二次現地業務 (2017年10月上旬)

【省エネルギー空調機器導入に係る C/P の理解促進、政策・組織体制整備面での支援／日本の協力検討のための情報収集】

- ① C/P 及び IDB に対して、高効率の空調機器を導入するメリットを説明し、JICA 中南米部とも相談の上、必要に応じて本邦企業製品の導入に繋がる制度・仕様・調達方法を提案する。
- ② 省エネルギー推進のための政策策定に関する提言。
- ③ 省エネルギー推進に向けた組織体制整備への提言。
- ④ 高効率の空調機器導入のために必要な政策アクションの提言。
- ⑤ 政策借款を含む省エネルギー分野における日本側のアプローチ案の検討に向けた情報収集。

(5) 第三次国内業務 (2017年11月中旬)

【提言案の検討・協議】

- ① 第二次現地業務の結果を踏まえ、投資事業及び政策借款の実施検討に向けた提言案を JICA 中南米部と協議する。
- ② (1) ④を踏まえた、エルサルバドルにおける高効率省エネルギー空調機器の導入促進に係る提言案について JICA 中南米部と協議する。
- ③ 中南米地域における、本邦企業の省エネルギー空調機器の位置づけ等について、これまでの調査を踏まえて整理し、JICA 中南米部に説明する。

(6) 第三次現地業務 (2017年11月下旬)

【現地関係者への提言】

上記 (5) ①を踏まえ、C/P、IDB 及びその他関係者に対して提言を行う。その際、C/P を含む関係機関を招いたワークショップを開催し、必要なプレゼンテーションを行う (会場は C/P の会議室、規模は 30 名程度を想定)。

- ① ドミニカ共和国に対する投資事業における省エネルギー空調機器の導入に関する提言
 - a. 現地での使用形態を踏まえ、導入が想定される空調機器の種別・容量ごとに推奨されるエネルギー効率を含む製品仕様を示したリスト、適切な調達方法、必要な維持管理に関する提言を含む。
 - b. 本邦製品と第三国製の費用対効果を、初期コスト及び省エネ効果を含め、比較・検証し、結果について提言を行う。その際、高効率省エネ製品の導入が長期的に有利となる場合は、それを示す定量的データも併せて示す。

- ② 投資事業において導入される省エネルギー機器の効果が最大化されるための、政策・制度に関する提言。
- ③ 投資事業の案件形成促進及び実施のための、組織体制整備に関する提言。
- ④ 政策マトリクスに対する提言。
- ⑤ 政策借款を含む省エネルギー分野における日本の協力に関する提言。

(7) 第四次国内業務（帰国後整理）（2017年12月下旬）

【最終報告及びセミナーの実施】

- ① 業務完了報告書（案）を最終化する。
- ② 本業務の結果を踏まえ、本邦企業が製造する省エネルギー空調機器の活用・導入を通じた中南米地域での協力展開戦略に関する JICA 関係者等を対象とするセミナーを実施する。

(8) 留意事項

- ① 毎次の国内業務において、必要に応じ、JICA 中南米部による日本の関係省庁等への投資事業に係る説明に同行し、省エネルギー機器に係る説明を支援する。
- ② 毎次の現地業務において、JICA 本部による業務出張と重なる場合、JICA 本日出張者と C/P 及び IDB 等との協議に同席し、提言等を行う。

6. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち業務完了報告書を最終成果品とする（提出時期 2018 年 1 月上旬）。なお、最終報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。各報告書に関しては、JICA 及び C/P に説明の上、その内容について承認を得るものとする。

(1) 現地業務ワークプラン（和文・西文 各 5 部）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容・目的（案）などを記載。毎次派遣ごとに作成し、JICA 中南米部、ドミニカ共和国事務所に対し説明を行った後（テレビ会議等もしくはメールベース）、JICA 中南米部の承認を得た上で提出する。また、現地業務開始時に C/P に現地業務ワークプランを説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。同打合せには、ドミニカ共和国事務所が同席する。

(2) エルサルバドルにおける IDB 調査報告書のレビュー結果報告書（和文・英文・西文 各 5 部）

第一次、第二次国内作業で行うエルサルバドル省エネルギー事業に係る IDB の報告書のレビュー結果を、エルサルバドルにおける高効率省エネルギー空調機器の導入促進に関する提言と CORE スキームを通じた省エネルギー空調機器に係る日本の技術・経験・製品を活かした協力案の提言を含めて記載し、第二次国内作業を終えた時点で、電子データと共に JICA 中南米部に提出する。

(3) 現地業務結果報告書（和文・西文 各 5 部）

現地業務期間中に実施した業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的

内容、目的達成状況、抽出された課題、またその対処案などを記載。毎次派遣ごとに作成し（第三次現地業務後は業務完了報告書）、JICA 中南米部、ドミニカ共和国事務所に対して説明を行った後、JICA 中南米部の承認を得た上で提出する。また、毎次派遣終了時に C/P、IDB 及びドミニカ共和国事務所に提出し、現地での報告を行う。

(4) 業務完了報告書（和文・英文 各 5 部、西文 8 部 ）

本業務全体の結果を以下の項目を中心にまとめる。記載内容については JICA と相談の上決めることとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

【第一部】

- ① ドミニカ共和国における電力セクターに関する政策（電力協定、省エネルギー法案の検討状況等）や動向について最新の情報
- ② ドミニカ共和国及び中南米地域における省エネルギー空調機器の市場概況及び本邦企業製品の価格面・技術面を含む競争力に関する情報・分析結果（他国メーカーの製品との比較含む）
- ③ ドミニカ共和国での省エネルギー空調機器の市場概況及び本邦企業製品の価格面・技術面を含む競争力に関する情報・分析結果（他国メーカーの製品との比較含む）
- ④ 投資事業の案件形成状況
- ⑤ 省エネルギー空調機器導入に関する調達方法・制度・仕様・省エネ基準等の策定状況
- ⑥ ドミニカ共和国に対する投資事業における省エネルギー空調機器の導入に関する提言
- ⑦ 投資事業において導入される省エネルギー機器の効果が最大化されるための、政策・制度に関する提言
- ⑧ 投資事業の案件形成促進及び実施のための、組織体制整備に関する提言
- ⑨ PBL の進捗状況
- ⑩ 政策マトリクスに対する提言
- ⑪ ドミニカ共和国における政策借款を含む省エネルギー分野での日本の協力に関する提言

【第二部】

- (2) のエルサルバドルにおける IDB 調査報告書のレビュー結果報告書を別冊にて含める。

(5) その他の提出物

- ① 議事録等：関係機関との協議概要を議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。
提出時期：その都度、また業務終了時に業務完了報告書の別冊として取りまとめる。
- ② 作成及び収集した資料、データ（撮影写真を含む）及びそのリスト：尚、各種レポートへの別添とすることにより提出を省略することも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。
提出時期：その都度、
- ③ その他：上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合

には、速やかに提出する。

(6) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、西文等の外国語についても十分なチェックを行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- ③ 報告書のコンテンツに関し、和文と西文に含む範囲の設定は、JICA 中南米部と確認の上決定するが、本邦企業製品導入に関するコンテンツは西文には含まないこととする予定。

【第3. 業務実施上の条件】

1. 業務の工程

本業務は2017年8月下旬開始、2018年1月上旬に業務完了報告書完成を目途とする。各報告書の作成、提出は以下のような工程を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があればプロポーザルで提案すること。

業務工程(2017年8月～2018年1月):

	2017年																2018年					
	8月		9月				10月				11月				12月				1月			
	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2		
国内作業			■	■			■							■				■			★	
現地作業			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				

★・・・成果品提出

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

- (1) 全体 M/M : 7.0M/M 程度
- (2) 想定する業務従事者の構成案
 - ① 総括／省エネルギー政策 (2号)
 - ② 省エネルギー空調機器 (3号)

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 対象国の便宜供与

業務対象国からの特別な便宜供与は想定していない。本業務の実施にあたり、コンサルタントは独自で業務を遂行することが求められているが、JICAは、現地業務開始時における調査対象国政府関係機関、IDBへの調査・視察内容やスケジュールの通知及び調査・視察への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

4. 参考資料

(1) 貸与資料：以下の資料を中南米部中米・カリブ課 (5rtcc@jica.go.jp / 03-5226-8563) にて貸与いたします。

- ① ドミニカ共和国省エネルギー・セクター情報収集・確認調査報告書 (日)
- ② ドミニカ共和国省エネルギー法案策定支援ファイナルレポート (西)
- ③ Mejoramiento de la Eficiencia Energética Gubernamental en República Dominicana (CNEが作成したプロジェクトプロファイル) (日・西)
- ④ Perfil De Proyecto (IDBが作成したプロジェクトプロファイルドラフト) (西)
- ⑤ エルサルバドル国省エネルギー分野に係るIDB調査報告書案 (西)

(2) 配布資料

エルサルバドル国省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査報告書 (日)

(3) その他参考資料：IDB Power Sector Sustainability and efficiency Program
<http://www.iadb.org/en/projects/project-description-title,1303.html?id=DR-L1050>

5. 現地再委託

現地再委託は見込んでいないものの、必要であると判断する場合にはプロポーザルで提案し、その部分に係る必要な経費は全て見積書に含めること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 業務用資機材

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

7. その他留意事項

(1) 現地調査期間は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、渡航時には全団員をたびレジに登録すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 通訳の備上を認めるため必須ではないものの、効率的な業務実施の観点から西語での業務が可能な団員が業務従事者に含まれることが望ましい。

以上